港 湾 統 計（年報）

令 和 元 年 （ ２ ０ １ ９ 年 ）

国 土 交 通 省

目　　次

港湾統計年報（令和元年（2019年））の概要
第１部　　総括表
　第１表　入港船舶表
　第２表　船舶乗降人員表
　第３表　海上出入貨物表
　　（１）　　トン数総数表
　　（２）　　品種別都道府県別表（輸移出入）
　　（３）　　コンテナ・シャーシトン数総数表
　第４表　自動車航送車両台数表
　第５表　コンテナ個数・シャーシ台数表
　　（１）　　コンテナ個数表
　　（２）　　シャーシ台数表
第２部　　甲種港湾
　第１表　入港船舶表
　第２表　船舶乗降人員表
　第３表　海上出入貨物表
　　（１）　　トン数総数表
　　（２）　　品種別都道府県別表（輸移出入）
　　（３）　　コンテナ・シャーシトン数総数表
　　（４）　　輸出貨物品種別仕向国・地域別表
　　（５）　　輸入貨物品種別仕出国・地域別表
　　（６）　　移出貨物品種別仕向港別表
　　（７）　　移入貨物品種別仕出港別表
　第４表　自動車航送車両台数表
　第５表　コンテナ個数・シャーシ台数表
　　（１）　　輸出コンテナ仕向国・地域別表
　　（２）　　輸入コンテナ仕出国・地域別表
　　（３）　　移出コンテナ仕向港別表
　　（４）　　移入コンテナ仕出港別表
　　（５）　　輸出シャーシ仕向国・地域別表
　　（６）　　輸入シャーシ仕出国・地域別表
　　（７）　　移出シャーシ仕向港別表
　　（８）　　移入シャーシ仕出港別表
　　（９）　　コンテナ長さ別・種別個数表
第３部　　乙種港湾
　第１表　入港船舶表
　第２表　船舶乗降人員表
　第３表　海上出入貨物表
　　（１）　　トン数総数表
　　（２）　　品種別都道府県別表（輸移出入）
　　（３）　　コンテナ・シャーシトン数総数表
　第４表　自動車航送車両台数表
　第５表　コンテナ個数・シャーシ台数表

附表
　累年比較表

港湾統計年報（令和元年（２０１９年））の概要

１．調査概要

（１）港湾調査の目的

港湾の実態を明らかにし、港湾の開発、利用及び管理に資することを目的とする。

（２）調査事項

入港船舶、船舶乗降人員、海上出入貨物等

（３）調査港湾

港湾調査規則（昭和２６年運輸省令第１３号）の別表（第３条関係）に掲げる甲種港湾（１６１港）及び乙種港湾（５３３港）を対象

（４）調査期間

平成３１年（２０１９年）１月１日から令和元年（２０１９年）１２月３１日までの１年間

２．集計表利用上の留意点

（１）入港船舶

調査船舶は、積載貨物、乗客の有無にかかわらず総トン数５トン以上の入港船舶（調査水域に入った船舶）とし、端船その他ろかいのみをもって運転し、又は主としてろかいをもって運転する船舶については、調査対象外とした。また、調査時点は、調査船舶が、調査港湾の調査水域に入り最初の港湾施設（港湾法第２条第６項の認定を受けた港湾施設を含む。以下同じ。）に到着したときとした。

（注）１．廃船の目的であっても自力で入港したものは、入港船舶とした（用途は「その他」とした。）。また、他力で曳航又は上積みされて入港した廃船は、入港船舶としない（ただし、（３）海上出入貨物においては貨物として調査の対象とした。）。

２．廃船を曳航してきた船舶は、総トン数が５トン以上であれば調査対象とした。

３．プッシャーバージが入港した場合は、プッシャー（押船）とバージ（台船）を併せて１隻とした。この総トン数は、一体型プッシャーバージについては、プッシャーとバージの総トン数を併せた総トン数とし、一体型プッシャーバージ以外のプッシャーバージについては、プッシャーのみの総トン数とした。

４．港湾法第２条第６項……前項第１号から第１１号までに掲げる施設（水域施設、外かく施設等）で、港湾区域及び臨港地区内にないものについても、国土交通大臣が港湾管理者の申請によつて認定したものは、港湾施設とみなす。

（２）船舶乗降人員

調査人員は、船舶（船舶の総トン数に関係なく、すべての船舶が調査対象）によって調査港湾に出入した乗降客数（乗船券を購入した者、大人と小人との区別なし）とし、次に掲げる者については、調査対象外とした。また、調査時点は、乗降客が乗込又は上陸したときとした。

① 同一港内を往来した乗降客

② 当該船舶の船員及び従業員

③ 自動車航送船の乗降人員のうち、乗船券を購入しないトラック、バス、乗用車及びその他車両の乗員及び乗客

（注）１．調査港湾で観光客が乗船し、その調査水域外を遊覧し、再び同一調査港湾で上陸した場合は、その観光客が調査水域外で上陸するか否かにかかわらず、調査人員とした。したがって、観光客１人を乗込人員１人、上陸人員１人とする。

２．外国航路の乗降客数には、通常の出入国客に加えて、一時的な寄港等に伴う乗込人員及び上陸人員を含めた。

（３）海上出入貨物

（ア）調査貨物

調査貨物は、船舶及びはしけ等によって調査港湾と他の港湾等（海上を含む。）との間で輸送された貨物とし、次に掲げる貨物については、調査対象外とした。また、調査時点は、出入貨物が港湾施設において荷役されたときとした。

① 郵便物、旅客けい帯品（手荷物）、船舶から排出されるごみ等

② 調査港湾内において浚渫された土砂

③ 工事用資材（他の港湾又は調査水域の外（海上）から運搬され、調査水域内の建設現場に投棄されるもの）

④ 自動車航送船によって輸送された自動車の積載貨物

（注）１．調査貨物には、他力で曳航又は上積みされて入港した廃船、調査港湾において建造されて他力で出港した新造船を含めた。

２．調査貨物には、自動車航送船によって運送された一般の貨物又は商品としての車両（自動車及び自転車。）を含めた。

３．船舶自身が運航上必要とする船舶用品（燃料、食料、その他消耗品等）は、調査貨物の各品種に組入れた。

（イ）調査項目

１）貨物の数量

① 貨物の数量は、原則として「フレート・トン」で表し、容積は１．１３３立方メートル（４０立方フィート）、重量は１，０００キログラムを１トンとし、容積と重量のうちいずれか大きい数値とした（小数点以下第１位を四捨五入）。ただし、商慣習に従っている貨物は、その慣習に従った。

② 貨物は「中分類（８２品種）」で分類した。

③ コンテナ貨物の数量は、その中味を品種ごとに計上した。ただし、コンテナ自体の質量は含めない。

（注）１．回送中の空コンテナは数量に計上しない。ただし、商品として輸送したコンテナは「輸送用容器」として計上した。

２．コンテナ貨物の中味が判別できない場合は、「取合せ品」として計上した。

④ シャーシ貨物の数量は、その中味を品種ごとに計上した。ただし、シャーシ自体の質量は含めない。

（注）１．回送中の空シャーシは、空シャーシ自体を貨物とみなし、「その他輸送機械」として計上した。ただし、空シャーシにトラクターが付いている場合は「完成自動車」として計上した。

２．シャーシ貨物の中味が判別できない場合は、「取合せ品」として計上した。

⑤ 自動車航送船で輸送されたバス、トラック、乗用車等（後述の「２）自動車航送車両台数」で対象とした車両）、商品としての車両及び回送中の空シャーシ等は、車種別にフレート・トンに換算した。（例えば、バス（特大）は７５フレート・トン／台、乗用車（普通・小型）は１０フレート・トン／台）。

２）自動車航送車両台数

自動車航送船で輸送された自動車の車種ごとの台数とした。ただし、二輪自動車、自転車及び商品としての自動車は含めない。

３）コンテナ個数・シャーシ台数

① コンテナ個数

貨物を輸送するために用いられたコンテナ及び回送中の空コンテナの個数とし、ＴＥＵに換算した。ただし、商品としてのコンテナは含めない。なお、数値は単位未満で四捨五入してあるので、計と内数の足し上げは必ずしも一致していない。

コンテナ個数のＴＥＵ換算率については以下のとおり。

コンテナの長さ	区分	ＴＥＵ
９フィート未満	８フィート	０．４
９フィート以上１１フィート未満	１０フィート	０．５
１１フィート以上２０フィート未満	１２フィート	０．６
２０フィート以上２４フィート未満	２０フィート	１．０
２４フィート以上３５フィート未満	２４フィート	１．２
３５フィート以上４０フィート未満	３５フィート	１．７５
４０フィート以上４５フィート未満	４０フィート	２．０
４５フィート以上	４５フィート	２．２５

② シャーシ台数

貨物を輸送するために用いられたシャーシ及び回送中の空シャーシ（回送中の空コンテナを積載したシャーシを含む。）の台数とした。ただし、商品としてのシャーシは含めない。

３．用語

（１）船舶区分

（ア）「商船」とは、客船、貨客船、貨物船（各種専用船、コンテナ船、RORO船を含む。）及び油送船（タンカー）をいう。
（イ）「自動車航送船（フェリー）」とは、旧海上運送法による一般旅客定期航路事業の免許又は自動車航送貨物定期航路事業の許可を受けて、自動車航送を行う船舶をいう。（平成１２年１０月１日以降も自動車航送を行う当該船舶をいう。）
（ウ）「漁船」とは、次のそれぞれに該当する船舶をいう。
①　もっぱら漁業に従事する船舶
②　漁業に従事する船舶で漁獲物の保蔵又は製造の設備を有するもの
③　もっぱら漁場から漁獲物又はその製品を運搬する船舶
④　もっぱら漁場に関する試験、調査、指導若しくは練習に従事する船舶又は漁業の取締に従事する船舶であって漁ろう設備を有するもの
（エ）「避難船」とは、船種及び国籍を問わず次の理由によって避難した船舶をいう。
①　荒天のため出戻った場合
②　荒天を避けるため、予定を変更して寄港した場合
③　海難事故のため、自力又は他力によって入港した場合
④　荒天のため、炭水を消費してその補給のため入港した場合
（オ）「鉄道連絡船」は、平成２２年調査から自動車航送船として集計されている。
（カ）「その他」とは、上記以外の船舶をいう（引船、官庁船、軍用船、修理船、工事用船舶等）。
（注）漁船の登録を受けた船舶であっても、漁獲物以外の物品を運搬する場合又は漁場から市場までの運搬以外の漁獲物を運搬する場合は、その船舶は海上運送を行ったものとし、用途は商船とした。また、外国漁船（日本船舶以外の船舶）が漁獲物等を貿易のため、調査港湾に運搬した場合も、商船とした。

（２）「外国貿易貨物（外貨）」とは、調査港湾と外国の港湾との間で直接取引のあった出入貨物のことをいう。したがって、調査港湾で一旦陸揚げ（「外貿貨物」の輸入）されそれを内航船舶によって国内の他の港湾で船卸する場合は内貿貨物の移出、調査港湾の入港前に他の国内の港湾で内航船舶によって船積みされた貨物で、調査港湾において通関手続きを行う予定のものは、内国貿易貨物の移入とした（一般にいう二次輸送（外貨であったもの及び将来外貨となる予定の貨物）を指す。）。

（３）「内国貿易貨物」とは、外国貿易貨物以外のものをいう。
（注）内国貿易貨物には、①外航船舶に積込む船舶用品、②外航船舶として入港し、内航船舶に資格が変更された場合の積載貨物、③外航船舶によって輸送される内国貿易貨物を含む。

（４）「コンテナ（コンテナ貨物）」とは、港湾において船卸し又は船積みされる時点の貨物がコンテナに収容されているものをいう。また、「空コンテナ」とは、貨物を収容していないコンテナをいう。

（５）「シャーシ（シャーシ貨物）」とは、港湾において船卸し又は船積みされる時点の貨物がシャーシ（貨物を運ぶための台車）に積載されたものをいう。また、「オンシャーシ（オンシャーシ貨物）」とは、シャーシにコンテナを積載したものをいう。さらに、「空シャーシ」とは、貨物を積載していないシャーシをいう。

（６）仕向港（国・地域）とは、調査港湾で船積した調査貨物を最初に船卸した港湾（国・地域）をいう。

（７）仕出港（国・地域）とは、調査港湾で船卸した調査貨物が最終に船積された港湾（国・地域）をいう。

（８）最終船卸港（国・地域）とは、調査港湾で船積した調査貨物を最終に船卸した港湾（国・地域）をいう。

（９）最初船積港（国・地域）とは、調査港湾で船卸した調査貨物が最初に船積された港湾（国・地域）をいう。

４．港湾統計年報（令和元年（２０１９年））の概況

（１）入港船舶

令和元年（２０１９年）の入港船舶の隻数及び総トン数の合計は、3,360千隻（前年比 1.9%減）、3,884,835千総トン（0.5%減）であった。これを船舶区分別にみると、外航は、99千隻（3.4%減）、2,087,004千総トン（1.3%減）、内航は、2,258千隻（1.6%減）、1,718,674千総トン（0.3%増）であった。

（単位：隻、総トン、%）

船舶区分		隻数	前年比	総トン数	前年比
外航	商船	98,191	96.7	2,080,425,508	98.7
	自動車航送船	528	93.1	6,578,989	94.9
	計	98,719	96.6	2,087,004,497	98.7
内航	商船	1,509,617	97.7	894,075,283	99.6
	自動車航送船	747,898	100.0	824,598,303	101.1
	計	2,257,515	98.4	1,718,673,586	100.3
漁船		814,498	97.6	15,122,028	97.7
避難船		5,840	93.7	1,792,697	119.4
その他		183,800	96.4	62,241,969	104.5
合計		3,360,372	98.1	3,884,834,777	99.5

（２）船舶乗降人員

令和元年（２０１９年）の船舶乗降人員の合計は、10,794万人（2.0%増）であった。このうち、外国航路は、913万人（乗込人員456万人、上陸人員457万人、7.7%減）、内国航路は、9,881万人（乗込人員4,948万人、上陸人員4,934万人、3.1%増）であった。

（単位：千人、%）

航路別	計	前年比	乗込人員	前年比	上陸人員	前年比
外国航路	9,126	92.3	4,560	92.5	4,566	92.1
内国航路	98,811	103.1	49,475	103.1	49,335	103.0
合計	107,937	102.0	54,035	102.2	53,901	101.9

（３）海上出入貨物

令和元年（２０１９年）の海上出入貨物の合計は、2,744百万トン（2.8%減）であった。
このうち、外国貿易貨物は、1,211百万トン（輸出 285百万トン、輸入 926百万トン、3.0%減）、
内国貿易貨物は、1,534百万トン（移出 771百万トン、移入 763百万トン、2.6%減）であった。

（単位：千トン、%）

貿易形態	計		輸出又は移出		輸入又は移入	
		前年比		前年比		前年比
外国貿易貨物	1,210,805	97.0	284,725	97.3	926,081	96.9
（内　コンテナ）	(264,122)	(98.5)	(102,111)	(95.4)	(162,010)	(100.6)
（内　シャーシ）	(1,169)	(88.0)	(559)	(84.6)	(611)	(91.4)
（内　自動車航送船）	(538)	(77.8)	(259)	(76.5)	(279)	(79.2)
内国貿易貨物	1,533,611	97.4	770,720	97.4	762,890	97.4
（内　コンテナ）	(30,407)	(98.5)	(15,182)	(99.4)	(15,225)	(97.7)
（内　シャーシ）	(76,737)	(94.9)	(38,206)	(95.4)	(38,532)	(94.4)
（内　自動車航送船）	(570,556)	(99.3)	(284,820)	(99.2)	(285,736)	(99.4)
合計	2,744,416	97.2	1,055,445	97.4	1,688,971	97.1

（４）自動車航送台数

令和元年（２０１９年）の自動車航送台数の合計は、20,172,226台（0.9%減）であった。
このうち、外国航路は、11,396台（輸出 5,496台、輸入 5,900台、22.3%減）、
内国航路は、20,160,830台（移出 10,059,815台、移入 10,101,015台、0.9%減）であった。

（単位：台、%）

	車種	計		輸出又は移出		輸入又は移入	
			前年比		前年比		前年比
外国航路	バス	0	－	0	－	0	－
	トラック	10,597	77.9	5,098	76.5	5,499	79.2
	乗用車	799	75.1	398	74.4	401	75.8
	その他	0	－	0	－	0	－
	計	11,396	77.7	5,496	76.4	5,900	79.0
内国航路	バス	149,058	95.9	74,496	95.2	74,562	96.5
	トラック	5,004,515	96.0	2,494,767	96.0	2,509,748	96.0
	乗用車	12,357,692	100.8	6,165,881	100.7	6,191,811	100.9
	その他	2,649,565	97.7	1,324,671	97.7	1,324,894	97.6
	計	20,160,830	99.1	10,059,815	99.1	10,101,015	99.2
合計		20,172,226	99.1	10,065,311	99.0	10,106,915	99.2

（５）コンテナ個数

令和元年（２０１９年）のコンテナ個数の合計は、23,372千ＴＥＵ（0.4%減）であった。
このうち、外国貿易貨物は、18,841千ＴＥＵ（輸出 9,446千ＴＥＵ、輸入 9,395千ＴＥＵ、0.4%減）、
内国貿易貨物は、4,531千ＴＥＵ（移出 2,262千ＴＥＵ、移入2,269千ＴＥＵ、 0.7%減）であった。

（単位：ＴＥＵ、%）

貿易形態	計		輸出又は移出		輸入又は移入	
		前年比		前年比		前年比
外国貿易貨物	18,840,817	99.6	9,446,102	100.0	9,394,715	99.3
内国貿易貨物	4,531,345	99.3	2,262,419	98.9	2,268,926	99.7
合計	23,372,162	99.6	11,708,521	99.8	11,663,641	99.4

（６）入港船舶隻数（上位２０港）

（単位：隻、％）

順　位	港　湾　名	都道府県	隻　　数	前　年　比
1	土　　生	広　島　県	64,174	99.9
2	厳　　島	広　島　県	63,208	103.0
3	北　九　州	福　岡　県	53,766	98.4
4	広　　島	広　島　県	48,081	91.1
5	千　　葉	千　葉　県	47,013	95.9
6	石　　垣	沖　縄　県	45,995	99.6
7	鹿　児　島	鹿 児 島 県	44,893	99.0
8	尾 道 糸 崎	広　島　県	42,881	110.6
9	小用(江田島市)	広　島　県	39,134	88.1
１０	高　　松	香　川　県	34,820	103.7
１１	厳　　原	長　崎　県	34,543	96.7
１２	森	北　海　道	34,517	101.6
１３	下　　関	山　口　県	34,184	98.6
１４	名　古　屋	愛　知　県	32,576	97.5
１５	横　　浜	神 奈 川 県	32,295	94.1
１６	師　　崎	愛　知　県	31,796	100.1
１７	中　　田	広　島　県	31,750	100.4
１８	神　　戸	兵　庫　県	31,305	95.0
１９	根　　室	北　海　道	30,915	93.9
２０	呉	広　島　県	30,787	97.0

（７）入港船舶総トン数（上位２０港）

（単位：トン、％）

順　位	港　湾　名	都道府県	総 ト ン 数	前　年　比
1	横　　浜	神 奈 川 県	298,974,457	100.8
2	名　古　屋	愛　知　県	233,713,648	98.4
3	神　　戸	兵　庫　県	188,008,138	99.4
4	東　　京	東　京　都	179,911,843	98.3
5	千　　葉	千　葉　県	136,110,106	95.0
6	大　　阪	大　阪　府	114,959,930	101.8
7	川　　崎	神 奈 川 県	98,164,239	102.4
8	北　九　州	福　岡　県	96,936,102	97.3
9	水　　島	岡　山　県	88,480,678	97.9
１０	苫　小　牧	北　海　道	88,041,432	100.1
１１	博　　多	福　岡　県	79,805,066	95.3
１２	堺　泉　北	大　阪　府	78,036,290	96.5
１３	鹿　児　島	鹿 児 島 県	70,663,085	99.2
１４	大　　分	大　分　県	67,272,022	100.6
１５	四　日　市	三　重　県	63,589,840	102.8
１６	鹿　　島	茨　城　県	61,201,441	106.4
１７	仙　台　塩　釜	宮　城　県	58,082,125	95.0
１８	木　更　津	千　葉　県	55,243,340	100.4
１９	那　　覇	沖　縄　県	50,631,950	108.5
２０	清　　水	静　岡　県	50,270,629	106.3

（８）船舶乗降人員数（上位２０港）

（単位：人、％）

順　位	港　湾　名	都道府県	人　　員	前　年　比
1	厳　　島	広　島　県	9,395,251	109.0
2	鹿　児　島	鹿 児 島 県	5,991,367	95.6
3	桜島(鹿児島県管理)	鹿 児 島 県	3,240,052	94.0
4	高　　松	香　川　県	2,804,744	122.0
5	博　　多	福　岡　県	2,800,804	89.3
6	石　　垣	沖　縄　県	2,747,453	108.2
7	長　　崎	長　崎　県	2,407,557	87.0
8	広　　島	広　島　県	2,069,625	89.6
9	神　　戸	兵　庫　県	2,046,113	104.3
１０	那　　覇	沖　縄　県	1,971,533	107.7
１１	北　九　州	福　岡　県	1,829,497	103.2
１２	東　　京	東　京　都	1,790,573	95.0
１３	土　　庄	香　川　県	1,682,603	112.9
１４	仙　台　塩　釜	宮　城　県	1,611,591	101.4
１５	鳥　　羽	三　重　県	1,425,794	97.5
１６	大　　阪	大　阪　府	1,363,519	110.1
１７	小用(江田島市)	広　島　県	1,356,183	94.2
１８	新　　潟	新　潟　県	1,322,720	99.4
１９	垂　　水	鹿 児 島 県	1,314,850	98.1
２０	宮　　浦	香　川　県	1,257,387	107.8

（９）海上出入貨物トン数総数（上位２０港）

（単位：トン、％）

順　位	港　湾　名	都道府県	ト　ン　数	前　年　比
1	名　古　屋	愛　知　県	194,435,695	98.9
2	千　葉	千　葉　県	140,011,215	91.4
3	横　浜	神奈川県	110,623,229	97.1
4	苫　小　牧	北　海　道	107,293,505	99.9
5	北　九　州	福　岡　県	98,600,057	96.9
6	神　戸	兵　庫　県	94,008,505	98.5
7	東　京	東　京　都	87,806,264	95.9
8	大　阪	大　阪　府	85,189,129	101.0
9	水　島	岡　山　県	80,572,522	92.9
１０	川　崎	神奈川県	79,385,679	97.9
１１	堺　泉　北	大　阪　府	69,245,208	96.0
１２	大　分	大　分　県	66,891,330	105.0
１３	鹿　島	茨　城　県	61,625,793	103.2
１４	四　日　市	三　重　県	60,865,745	100.5
１５	木　更　津	千　葉　県	60,543,022	96.0
１６	徳山下松	山　口　県	50,785,472	98.9
１７	喜　入	鹿児島県	48,661,112	90.4
１８	仙台塩釜	宮　城　県	43,628,085	90.4
１９	福　山	広　島　県	40,686,269	92.6
２０	博　多	福　岡　県	37,140,290	100.8

品　種　分　類　表

大分類	中分類	内　　容　　例　　示
農水産品	麦	大麦、裸麦、小麦、えん麦、ライ麦、精麦
	米	もみ、玄米、精米
	とうもろこし	とうもろこし
	豆類	大豆、小豆、えんどう
	その他雑穀	あわ、ひえ
	野菜・果物	甘しょ、馬鈴しょ、大根、キャベツ、きのこ、りんご、くり
	綿花	綿花、コットンリンター
	その他農産品	大麻、砂糖きび、コーヒー豆、花き、種子
	羊毛	羊毛
	その他畜産品	鳥獣類、鳥獣肉、未加工乳、鶏卵、動物性粗繊維
	水産品	魚介類（生鮮、冷凍、塩蔵、乾燥）
林産品	原木	製材用丸太、足場用材、銘木原木
	製材	板類、床板、杭
	樹脂類	生ゴム、天然樹脂、ラテックス
	木材チップ	木材チップ、木くず
	その他林産品	果樹、樹木の根、枝、竹
	薪炭	しばまき、そだ、木炭、黒炭、たどん、おがライト
鉱産品	石炭	無煙炭、せん石、原料炭、一般炭、亜炭、泥炭
	鉄鉱石	鉄鉱石、砂鉄鉱
	金属鉱	マンガン鉱、クロム鉱、タングステン鉱、ニッケル鉱
	砂利、砂	砂利、砕石、軽量骨材、河砂、浜砂
	石材	花こう岩、大理石、玉石、灯ろう、石碑
	原油	原油
	りん鉱石	りん鉱石、グアノ、りん酸カリウム
	石灰石	石灰石（大理石を除く。）
	原塩	岩塩、天日塩、にがり、かん水
	非金属鉱物	石こう、けい砂、ドロマイト、水晶、ダイヤモンド、ウラン鉱
金属機械工業品	鉄鋼	銑鉄、原鉄、鋳鉄品、粗鋼
	鋼材	形鋼、棒鋼、鋼板、帯鋼、鋼管
	非鉄金属	銅、鉛、亜鉛、すず、ニッケル、銅線、電力ケーブル
	金属製品	鉄骨、鉄塔、サッシ、ボルト、金網
	鉄道車両	機関車、電車、客車
	完成自動車	乗用自動車、乗合自動車、貨物自動車
	その他輸送用車両	動力付運搬機、フォークリフト
	二輪自動車	オートバイ、モータ・スクータ、二輪車用側車
	自動車部品	ガソリン機関、自動車車体、自動車用部品
	その他輸送機械	自転車、リヤカー、そり、船舶、飛行機
	産業機械	エレベーター、破砕機、掘削機、農業用機械
	電気機械	変圧器、配電盤、電動工具、半導体
	測量・光学・医療用機械	測量機、計量器、望遠鏡、カメラ
	事務用機器	電子卓上計算機、複写機、ワードプロセッサ
	その他機械	自動販売機、消化装置、温水暖房装置
化学工業品	陶磁器	食器、タイル
	セメント	ポルトランドセメント、シリカセメント、高炉セメント
	ガラス類	板ガラス、ガラス製品、光ファイバー
	窯業品	れんが、コンクリート製品
	重油	Ａ重油、Ｂ重油、Ｃ重油
	揮発油	ガソリン、ナフサ
	その他の石油	灯油、軽油、潤滑油
	ＬＮＧ（液化天然ガス）	液化天然ガス
	ＬＰＧ（液化石油ガス）	液化プロパンガス、液化ブタン
	その他石油製品	絶縁油、グリース、ワセリン
	コークス	コークス、半成コークス
	石炭製品	練炭、豆炭
	化学薬品	硫酸、塩酸、か性ソーダ、アンモニア、アセチレンガス
	化学肥料	硫酸アンモニウム、尿素、硫酸カリウム、化成肥料
	染料・塗料・合成樹脂・その他化学工業品	合成染料、有機顔料、ラッカー、合成ゴム、医薬品、火薬、接着剤、農薬

大分類	中分類	内　　容　　例　　示
軽工業品	紙・パルプ	クラフトパルプ、筆記用紙、壁紙
	糸及び紡績半製品	紡績糸、生糸、絹糸
	その他繊維工業品	織物、不織布、ひも
	砂糖	粗糖、氷砂糖、水あめ、ぶどう糖
	製造食品	ハム、牛乳、かまぼこ、茶、菓子、調理冷凍食品
	飲料	清涼飲料、ビール、清酒
	水	飲料水、氷、雪
	たばこ	紙巻たばこ、葉巻たばこ
	その他食料工業品	食塩、化学調味料
雑工業品	がん具	がん具
	衣服・身廻品・はきもの	衣服、寝具、かばん、靴
	文房具・運動娯楽用品・楽器	雑誌、事務用具、娯楽用品、運動競技用品、ＣＤ、楽器
	家具装備品	たんす、美術品
	その他日用品	ろうそく、ヘアブラシ、ハンガー
	ゴム製品	ゴムタイヤ、再生ゴム、ゴムバンド
	木製品（他に分類されないもの）	合板、障子、建築用ユニット
	その他製造工業品	眼鏡、農機具、漁具
特殊品	金属くず	鉄くず、鋼くず
	再利用資材	古紙、紡績ウエスト、プラスチックスクラップ
	動植物性製造飼肥料	骨粉、大豆油かす
	廃棄物	じんかい、ふん尿
	廃土砂	廃土砂、残土
	輸送用容器	ドラムかん、貯蔵タンク
	取合せ品	引越荷物、郵便物、小荷物
分類不能のもの	分類不能のもの	分類不能のもの

※平成30年1月から、「石油製品」を「揮発油」と「その他の石油」に細分化した。